

出雲市電子感謝券加盟店募集要項

1 電子感謝券導入の目的

ふるさと納税制度を活用した電子感謝券（地域限定の電子ポイント）を導入し、寄附者に
出雲市（以下「本市」という。）を訪れていただき、本市の魅力にふれる機会を創出するた
め、市内で食事や宿泊、レジャー、地場産品の販売など電子感謝券を利用できる事業者（以
下、「加盟店」という。）を募集することを目的とする。

2 電子感謝券とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた
加盟店での食事や宿泊、レジャー、地場産品の買い物等に利用できます。事業者自身による
利用券等の発行が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかつた
飲食店や物産店等が加盟店として参加し、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- ①寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市へ寄附
- ②お礼の品として寄附者に対し、電子感謝券を発行
(決済完了後すぐに付与)
- ③本市から寄附者に対し、寄附金受領証明書等を発行
- ④寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤寄附者が加盟店に対し、電子感謝券で対価を支払い
- ⑥加盟店は本市委託業者である出雲観光協会に対し、電子感謝券取引金額を、締め日
の10日後までに請求書で請求（※締日は、四半期末を基本とします。）
- ⑦出雲観光協会は、10日営業日以内に加盟店に請求金額を支払い



4 加盟の要件

出雲市電子感謝券加盟店への登録は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 各種法令規則等に従った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 本市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (3) 本市内に店舗（飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店、その他対象と認められる店舗）を有する法人及び団体若しくは個人事業主であること。
- (4) 「5 対象商品の要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、電子感謝券の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。
- (5) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」における暴力団の構成員等でないこと。
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に定める営業店舗ではないこと。
- (7) 全国共通のサービスを提供する店舗（全国展開するフランチャイズの飲食店等、地域に関連がないサービス）でないこと。
- (8) 処方箋薬局、ガソリンスタンドなど税法が関係する商品を取り扱う店舗ではないこと。
- (9) ポイントの利用状況の確認や、ポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

5 対象商品の要件

加盟店が電子感謝券使用取引の対象商品として扱う品は、次に示すいずれかの類型に該当する必要があります。

類型	説明
1	本市の区域内において生産されたものであること。
2	本市の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本市の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	本市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

5	地方団体の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

6 加盟登録について

(1) 申込方法

加盟店希望者は、出雲市電子感謝券事業者登録シートに必要事項を記載の上、下記までメールにより、提出すること。

提出先：11に同じ

※件名は、【店舗名】電子感謝券加盟店登録申込とすること。

※店舗や代表的な商品・サービスの写真を送付すること。(5枚以内、合計2Mb以内)

(2) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、加盟することが適当と認められる場合は加盟店に14日以内に登録した店舗のアカウント情報をメール送信により通知する。

(3) 留意事項

ア 出雲市電子感謝券事業者登録シートは、登録を希望する店舗ごとに提出すること。

イ 申込関連書類は返却されないこと。

ウ 加盟店登録後は、本市が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること。

7 電子感謝券の利用方法

(1) 寄附者が電子感謝券の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



- (2) 電子感謝券のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払い方法で決済を実施すること。

※ お店側がQRコードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

8 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守してください。

- (1) 本市及び加盟店の相互協力により、本市のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと（PL保険加入推奨）。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 申込内容に疑義が生じた場合、本市が調査を必要と判断したときは、速やかにその情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。
- (5) 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (6) 本要項のほか、出雲市電子感謝券加盟店規約を遵守すること。

9 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、その登録を取り消します。

- (1) 加盟店が営業を終了したとき
- (2) 加盟要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- (4) 前項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

10 電子感謝券の精算（取引金額の支払い）について

- (1) 加盟店は、電子感謝券取引金額を原則、四半期末日^{*}で締め、締め日の10日後までに請求書により出雲観光協会に請求する。

* ふるさと納税制度は事務費の制約がありますので、振込手数料削減にご協力ください。

- (2) 出雲観光協会は、前項の支払請求書の内容が適切と認められる場合は、請求日から10営業日以内に加盟店に対し利用金額を支払う。

11 問い合わせ先

出雲市縁結び定住課 電話 0853-21-6274 mail:furusatokifu@city.izumo.shimane.jp